

教育再生実行会議
第3回議事録

内閣官房教育再生実行会議担当室

第3回教育再生実行会議 議事次第

日 時：平成25年2月26日（火） 8：30～10：00
場 所：首相官邸2階小ホール

1. 開 会
2. 第一次提言（案）について
3. 安倍内閣総理大臣挨拶
4. 下村文部科学大臣兼教育再生担当大臣挨拶
5. 教育委員会制度に関する討議
6. 閉 会

○鎌田座長 定刻となりましたので、ただいまより第3回「教育再生実行会議」を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、御多忙のところを御出席賜りまして、まことにありがとうございます。

本日は、冒頭に、いじめ・体罰に関する提言をお認めいただいた上で、総理に手交させていただき、その後、教育委員会制度に関する議論を行いたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、総理と下村大臣は、参議院予算委員会が開催されるため、冒頭のみのお出席となりますので、御承知おきください。

それでは、議事に入りたいと思います。

お手元にごございます資料1「いじめ問題等への対応について（第一次提言案）」をごらんください。

この提言案は、前回会議の後に素案を作成し、皆様に御確認をいただき、修正の案あるいは追加の御意見等を頂戴し、それらを反映したものとなっております。委員の皆様からは、大変建設的な御意見をいただきました。改めて御協力に感謝申し上げます。

提言案は、道徳教育の充実、新たな法律の制定などのいじめ対策、体罰などの対応について、委員から出された御意見をできるだけ盛り込んで作成いたしました。本案をもって総理に手交したいと存じます。よろしいでしょうか。

どうぞ。

○山内委員 今、参りまして1つだけ気になることがございます。2ページ目の四角の枠組みの○の上から2番目、下から3行目に「具体的な人物や地域、我が国の伝統と文化に根ざす題材」というところがあるのですが、具体的な人物という表現で尽きているのかもしれませんが、昔、私たちは偉人の存在に感動しました。ここの議論の中でも偉人伝についても出たように記憶しております。それに当たる表現がこれの中に欠けています。いろいろ見ますと「具体的な」の次に、「偉人」という言葉や「歴史上の人物」という表現を入れてほしいと思います。

御検討いただければと思います。

○鎌田座長 この後、総理への受け渡しを予定いたしておりますので、ただいま頂戴しました山内委員からの御意見、大変重要な点でございますが、議事録に明記するとともに、政府において、この提言を実行する中で十分に留意していただくということをお願いするという処理にさせていただければと思いますけれども、よろしいでしょうか。

○山内委員 はい。そのように記録にとどめていただければと思います。

○鎌田座長 ありがとうございます。

それでは、総理に提言をお渡ししたいと思いますが、その前にプレスが入りますので、少々お待ちいただければと思います。

(報道関係者入室)

○鎌田座長 プレスのほう、よろしいでしょうか。

それでは、私から安倍総理に、ただいま取りまとめました教育再生実行会議の第一次提言をお渡しいたします。政府におかれましては本提言を踏まえ、速やかにいじめ対策等への取り組みを実行していただきますよう、お願いいたします。

（「いじめの問題等への対応について（第一次提言）」手交）

○鎌田座長 それでは、安倍総理より、一言御挨拶をいただきたいと思います。

○安倍内閣総理大臣 ただいま、本会議の第一次提言をいただきましたことに心から感謝し、一言御挨拶を申し上げます。

日本国の最重要課題である教育再生を果たすためには、まず子供たちが日本に生まれたことに喜びを感じ、誇りに思うことができる教育を実現する必要があります。

次に、このような教育の実現には、学校教育に誰が責任を持つのか明確にするため、教育委員会等のシステム改革を行う必要があります。

さらに、グローバル化する世界の中で、日本人が活躍をし、貢献することができるよう、大学を含め、我が国の教育の全般にわたる改革を進めることが求められています。

このような改革を通じ、世界トップレベルの学力と規範意識を身につける機会を保障することが、教育の大きな目的であり、国の責任でもあります。

本日いただいた対策の提言は、こうした教育再生実行の第一歩であります。

まず、道徳教育の抜本的充実や教科化の検討、そしていじめに向き合う体制の整備、体罰禁止の徹底といった課題に対し、スピード感を持って取り組むよう、下村大臣に指示をしたいと思います。

また、いじめ対策の法制化について、遠藤議員、富田議員におかれては、この提言の内容を踏まえ、今国会での法案成立に向け御尽力を賜りますよう、よろしく願いをいたします。

本会議においては、この後、次の課題である教育委員会制度について、御議論いただく予定であります。第一次安倍内閣の「教育再生会議」においても、「教育委員会の在り方そのものを抜本的に問い直す」との報告をいただきましたが、残念ながら、その提言が十分に実現してはならず、いじめや体罰の問題への対応をめぐって、教育委員会に対する厳しい批判があります。

委員の皆様方におかれましては、教育委員会の存在意義を原点に立ち返って見直し、思い切った御提言をおまとめいただきたいと思います。

私としては、必ずその実現を図ってまいりますので、今後ともよろしく願いを申し上げます。

○鎌田座長 総理、ありがとうございました。

下村大臣からも一言いただきたいと思います。

○下村文部科学大臣兼教育再生担当大臣 本会議の第一次提言の取りまとめに際し、私からも一言御挨拶申し上げたいと存じます。

この提言の取りまとめに当たりまして、委員の皆様におかれましては、膨大な資料の読み込みをはじめとして、毎回の会議への意見の提出、関係者へのヒアリング、また土日を含めた提言内容の調整などに大変な御尽力をいただきました。改めて感謝を申し上げたいと存じます。

私としましては、ただいまの総理からの指示を受け、この提言の実行に向けしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

道徳教育については、抜本的な充実のため、「心のノート」を授業で一層活用しやすいものに全面改訂するとともに、教員の指導力向上などに速やかに取り組み、これらの成果も踏まえつつ、学習指導要領改訂に向け、道徳の教科化の具体的な在り方を検討してまいります。

また、いじめに向き合う体制の整備や適切な対応については、関係閣僚とも連携しながら着実な実行に向けて取り組んでまいります。特に、いじめ対策の法制化について、国会における検討にこの提言が生かされるよう、与党、議会との連携を深めてまいります。

加えて体罰の問題についても、懲戒と体罰の区別について、現場の教員が理解しやすい丁寧な説明や部活動指導のガイドラインの策定を早急に進めてまいります。

この後、御議論いただきます教育委員会制度につきましては、いじめや体罰の問題と関連して、さまざまな指摘のあるところです。本会議におきまして、改革の大きな方向性をお示しいただくため、引き続き活発に御議論、御意見を賜りますよう、お願い申し上げたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○鎌田座長 ありがとうございます。

ただいま総理及び下村大臣から、提言の実行に向けてスピード感を持って着実に取り組むとの力強いお言葉をいただきました。この後の教育委員会制度の改革も重要なテーマとなりますので、引き続き精力的に議論を進めてまいりたいと思います。

それでは、ここで総理と下村大臣は国会に出席のため、退室されます。お忙しい中御出席いただき、ありがとうございます。

(安倍総理、下村大臣退室)

(報道関係者退室)

○鎌田座長 それでは、次の議題に移らせていただきます。

本日は、教育委員会制度の在り方について皆様から御意見を伺いたいと思います。

まず、資料2の2ページをごらんください。

前回までの議論におきましても、何名かの委員の方から御発言をいただきましたが、教育委員会制度につきましては、責任の所在があいまいであること、民意の反映が十分になされていないこと、問題に対して迅速な判断がなされていなかったり、首長部局との連携が不足したりしている例があるなどの課題が指摘されています。

これらの点をはじめとして、本日は教育委員会制度の現状や在り方について、御自由に御発言をいただきたいと思います。御意見のある方は挙手をお願いいたします。

貝ノ瀬委員、お願いいたします。

○貝ノ瀬委員 教育委員会制度ですが、私、東京の都内だけで狭い経験ですけれども、3つほどの自治体の教育委員会事務局に勤めたり、昨年まで教育長を2期務めさせていただきました。現在、教育委員長ですけれども、教育行政の中で、さまざま問題点はございますけれども、何と言っても世間では教育委員長と教育長がごっちゃになっているといえますか、違いがほとんど理解されていないという現状がございます。知られていなくても実害がなければそれでもいいのですが、いざ先だつてのいじめ事件等事案が起きると、やはり責任の所在というのが不明確であり、一体誰が主体的にこの問題に取り組むのかという点が問われることとなります。

また、大部分の教育委員会、自治体の教育委員会では、首長さんは今のままでよろしいとおっしゃっているようでありますけれども、やはり教育委員会それ自体の機能が形骸化しているというのは事実だと思います。例えばですが、教育委員や教育委員長が法的には教育委員会事務局を指揮監督するという規定になってはいますが、指揮監督ということは、非常勤の立場で事務局である常勤の方たちに指揮したり監督することは事実上不可能なわけです。月1～2回の定例の会議で報告を聞いて、具体的な指示等をするということは実際には難しく、現実のあり様としては事務局のいろんな報告を追認するという形にならざるを得ないというのが現状だろうと思います。また、特に問題等が起きなければ今のままでも問題ないかもしれませんが、しかし、教育は生き物ですから、さまざまな事案、事故も発生するということがございますし、そのときに迅速な対応が必要だということ。もっと活性化していくことです。

また、現状より、子供をもっとよくしていきたい、教育の質をもっと上げていきたいということになりますと、今のような、もたれのような形の教育委員会制度というのは見直す必要があると思っています。

具体的にはいろいろとこれから議論されていくと思いますけれども、そこで大事なことは、戦後の教育委員会制度、これも議論が分かれてはおりますけれども、私は政治的な中立性とか教育行政の安定性、継続性というものは維持していったほうがいいのではないかと考えています。その上で、活性化するような組織の見直しをするということが大事だろうと思います。民意を反映した教育委員会制度のためには、私は例えばですが、地域とともにある学校づくりを進めるというツールとしてコミュニティ・スクールなどがあるわけですし、それが地教行法の57条に規定されているものがあるわけですので、それを十分活用するというのも考えてもいいのではないかと考えています。

また同時に、基礎自治体の区市町村の教育委員会、それ自体の課題もございまして、都道府県の教育委員会と基礎自治体の区市町村の教育委員会との関係でのねじれというのも実際にはあるわけです。今日は時間がありませんので具体的には申し上げませんが、そういう問題も抱えておりますので、この際、抜本的に見直しをして、我が国の教育がさらに前進するように、よりよい仕組みを整えていく必要があると思っています。

以上です。

○鎌田座長 ありがとうございます。

蒲島委員、どうぞ。

○蒲島委員 私の発言要旨については提出資料として出しておりますので、それを後で参考にさせていただきたいと思います。簡単に言いますと、私はこの会議に参加するに当たって、県のみならず市町村の教育長との意見交換を行いました。その結果、3項目の意見を申し上げたいと思っています。

1つは、今日も出ておりましたが、教育委員長と教育長の関係が不明確であるという問題が出ています。それは非常勤の教育委員長と常勤の教育長との関係で出てきていると思います。具体的に言うと、教職員の任命その他人事に関することは、現行法では教育長に委任することができないとされています。しかし、非常勤の教育委員は教員一人ひとりの人物・評価までは把握できていないのではないかと。そのため、委員会は人事の基本的な方針などについて審議決定を行い、具体的な任免や配置は教育長に委任してはどうかと考えます。また、教育委員会の規則や規定の改廃に関する事項も同じではないかと思えます。

2番目は、市町村の教育委員会と県の教育委員会の関係について、権限と責任の所在が不明確ということ。特に政令市について言えることなのですが、政令市においては、教職員の任命権を含めて権限は全て市にあります。給与負担のみは県が行うという制度になっています。これについては、政令市は少なくとも給与の負担も行うことによって、政令市の独自性が確保できるのではないかと思えます。

具体的には、私の資料の5ページに、その関係が書かれています。理想の形というのは、政令市もほかの市町村も全て、任命権も管理運営権も給付の負担も行うことが必要なのでしょうけれども、当面は政令市に限って給与の負担も行うべきではないかと考えています。

3番目は、市町村の教育委員会についてです。特に小さな市町村は教育長を選んだり教育委員を選ぶというのは非常に難しい面があります。そこで、県に事務を委託したり、あるいは近隣の市町村広域的な教育委員会をつくったらどうかと考えます。この3点に絞って提案したいと思っています。

ただ、今の教育委員会制度を全て改革するというのは、県内のどの教育長も私も消極的であります。政治的中立性の確保と継続性、安定性の確保などの面から、今の制度でどこまで改革できるかという中間案あたりが一番いいのではないかと考えています。

○鎌田座長 ほかに御意見いかがでしょうか。

加戸委員、どうぞ。

○加戸委員 私、文部省にかつて勤務いたしておりまして、実は係長、課長補佐、課長、局長と4回、教育委員会制度を長年担当させていただきました。いろいろな問題がありました。基本的に戦後の教育委員会制度は教育の政治的中立を保つことに大きな役割を果たしまして、ある意味では特定の信条等による首長の影響をクッション役となって教育委員会はガードしてきたという歴史から考えて、この制度は絶対に維持すべき基本であると私

は理解いたしております。

ただ、各論から言いますと、いろいろな問題があります。特に長年心理的な違和感を覚えておりましたのは、教育長が教育委員として非常勤の職として選任され、互選によって常勤職の教育長という2枚看板で、自分が事務局の意見を提案しながら、今度は審議側に回って委員会に機能し、また仕事をやる時は、委員会の指導を受けながら仕事する。この辺で教育長というものが教育委員会と対立で書かれている、あるいは区分不分明になっていることがあるのではないかと。そういった点では、言うなれば基本的な方向性というのは船の進路を教育委員会に決めてもらうけれども、現実にかじを取るのは教育長だという形での具体的なもの。今、蒲島委員もおっしゃいましたけれども、特に人事その他に関しては処分の問題に関しても私は教育長の専権事項に委任ができて実行できる体制をとるべきだろうと考えております。

そういう意味では、教育長の身分の明確化と職務権限は機能的にスピーディに処理できる体制をしていく必要がある。そういう意味で、都道府県の公安委員会制度が参考になるかどうかは別として、方向性は公安委員会が定めますが、具体的には県警本部長が実際は処理するのに近い形あるいは参考の1つの材料になり得るのかなと思っております。

後ほど皆さんの御意見が出るかどうかで申し上げたいのが、人事権の県と市町村の関係、もし議論があれば私なりの考えを述べたいと思います。

以上です。

○鎌田座長 どうぞ。

○大竹委員 ただいまお三方のお話を伺っていて感じたことを少しだけ申し上げたいと思うのですが、制度そのものは維持すべきであるという御意見には全く異論はないのですが、問題は、今、教育委員会の議論をしているわけですが、日本国全体が甘えの構造と申しますか、他力本願、本当に精神が宿っていないというのを個人的に感じています。教育委員会はどうあるべきかという根源的な部分をしっかり今回議論していただいた上で、本当に形骸論とよく言われますけれども、戦後68年経った今、こんな体たらくでは、この教育委員会そのものが後世にまた悪影響を及ぼす影響がありますから、せっかく御議論いただくのだったら、今回本当に永続的に維持できるような制度を構築していただきたい。

具体的に言いますと、教育委員会の人選そのものも相当慎重に考慮すべきではないかなと思います。教育に本当に熱心な方が日本国のために、国を愛するためにこの委員会の委員に就任されまして、あるべき国家論と申しますか国家像というのをしっかりつくっていく。要するに人づくりが国づくりでありますので、そこをどうかひとつこの短い時間ではありますけれども、皆さんの御意見をしっかりお聞きして、そして今の制度に結びつけていただくことを心から望むものであります。

以上です。

○鎌田座長 ありがとうございます。

それでは、八木委員、どうぞ。

○八木委員 なぜこの教育委員会制度の見直しという方向での議論をここでしているのかという「そもそも論」でありますけれども、特に大津市のいじめ自殺事件、大阪市の体罰自殺事件がありまして、そこにおける大津市教育委員会、大阪市教育委員会の隠ぺい体質といいますか、問題を処理しきれない問題が露呈したことに端を発する。これは大阪市、大津市、別々の自治体の教育委員会が舞台であったわけですがけれども、ほぼ同じ問題が出てきたということから、これは恐らく全国各地の教育委員会でも同じことが起きているだろうということで、制度自体の問題点の洗い直しということになったのだろうと思います。

その中で、特に首長と教育委員会との関係というのが重要かと思います。この会議でも、現職の県知事さん及び知事の経験者の方がいらっしゃるけれども、通常、どの首長選挙においても、我が県あるいは我が市の教育をこのようによくしたいということを公約に掲げて選挙戦を戦うわけでありまして、しかしながら、当選をいたしまして、では、教育をどう変えていくのかといったときに、首長ができることが教育委員の任命ぐらいである。教育の中身については口を挟むことができません。教育長を含む教育委員については、首長が議会の同意を得て任命するわけですがけれども、しかし、教育長を含む教育委員には任期がございます、任期の途中で辞めさせることはできない。

したがって、新しく当選した首長さんの目の前にいる教育長は、前の首長が任命した方である、また、他の教育委員もそうである。場合によっては、現職を破って新しく首長に選ばれたとしても、対立相手の選任した教育委員が目の前にいる。自分のやりたい教育政策を実現しようと思うときには、教育委員を1人ずつ変えていくわけですがけれども、教育委員は1期4年、だいたい2期務めますので、通常、首長は3期目に入らないと教育委員を全部入れかえることができないとなるわけです。しかもその教育委員は、先ほどから議論があるように、非常勤の月1回か2回の会議に来るだけのお客さんという名誉職的な扱いを受けている方がほとんどでありますから、そうすると自然に教育委員会の事務局主導になってしまう。ここが大きな問題点であろうと思います。

そして、教育委員会の事務局は、地域によっていろいろと差はありますがけれども、一部の地域では、特定の教職員団体との関係が事務局自体にあるということから、結果、特定の教職員団体の主導する教育行政が行われることになる。それに対して、首長がそれは待ってほしいと言うと、「政治的中立性を確保しなければなりませんから」といってシャットアウトされるということになるわけです。教育委員会事務局及び特定の教職員団体が結びつくことによって、その地域の教育界全体が聖域化しているという問題が各地にあると私は見ております。

そして、もう一つ、重要な論点として、文部科学省と教育委員会との関係も見直していかなければならないと思います。私は地方分権のし過ぎだと思っているのですが、例えばいじめ・体罰に関する文部科学省としての通知が平成19年2月に出ておりますが、これは現場には徹底していない。なぜならば、通知は法的拘束力を持ちませんので、言ってみれば文部科学省からの単なるお知らせであって、その内容を徹底させる権限を現在の

文部科学省は持っていない。これは国民教育を行う上では甚だ不十分な体制であろうと思います。このあたりも含めて抜本的に見直す必要があるかと思っています。

○鎌田座長 それでは、鈴木委員、佐々木委員の順でお願いします。

○鈴木委員 前回の会議の後で文科省に場所を移し学習させていただきました。時間もありませんので私の思いを申し上げますと、やはり教育委員長さん以下の教育委員さんの仕事は現在のままで存続するのではなく、教育長以下の教育執行機関に対する諮問機関として機能した方がよい。はっきりと諮問機関として位置づけるのが現状からすれば妥当かなという意見です。

委員さん方の処遇も抜本的に改善して、半ば準常勤的な役割を果たすのでしたら話は別ですが、現状、有識者に委託する形態ですので、ならば諮問機関としてやるのがよい。

もう一つ、東京都の場合で非常に例外的かもしれませんが、東京都では高校生の5割を超える生徒が私学に進学している実態があります。従って、目の前の高校生全員が教育委員会制度のもとで教育行政（つまり教育庁）管轄の下で指導されているわけではなく、その埒外、首長（知事）の管轄の下にあり、高校生の半分がそこにいる。

先日、新聞紙面をにぎわしておりました私学における体罰の問題などを考えても、いくら建学の精神だからと教育委員会管轄の外側におかれても、問題の根は同じでこの辺で対私学教育行政とに対する公立校を所管とする教育委員会の相互の関わりについて、もう少し学習し、皆さんの御意見と絡み合えればよいのかなと思います。

以上です。

○佐々木委員 佐々木です。

私、民間人ですので教育委員会の制度については全くと言っていいぐらい知識不足で、まずヒアリングさせていただこうということで、実際の地方自治体の現場のほうに行かせていただきまして、教育委員会の制度についてもお聞きしました。ある首長からは、教育委員会制度は改正していただいて、首長の責任のもとでやるべきではないかという御意見がございました。どういうことですかとお聞きしますと、責任と権限がバラバラになっている。例えばいじめがあった場合にその学校の校長の任命権も私にはないのです、と非常に責任感やリーダーシップのある首長におかれては、自らのもとで教育行政をやりたいという思いが大変あるのだなと思ひまして、これは制度上、首長がリーダーシップを發揮できるものに現行なり得ていないのかなとも感じました。

また別の首長にお会いさせていただいてお話をお聞きしますと、いじめ問題もあわせて聞きましたが、うまくいっているのではと感じました。

その理由としては、首長自身が教育長をされていたり、その前の首長も教育長をされていたというような状況もあると思いますが、そういう教育行政のマネジメントを専門にやってきた教育長であれば、マネジメントやコミュニケーションも取りやすく、今の制度でもうまくいくように感じました。

ただこれは、非常に稀な例になるかと思っていますので、通常はいろいろ難しい問題がある

のではないかとと思いますが、制度が仮に不十分であっても、そこを熟知していれば、運用上でうまくいくのかなと感じました。

教育委員会の委員が非常勤で月1～2回ということが問題にも聞こえてきますので、次回までに、また地方自治体の教育委員長や教育長、または教育委員の方々、それぞれにヒアリングをさせていただいて、特に委員の方が本当に月1回でそのときだけで問題解決を図ることができるのか。また、常日頃から教育委員として教育行政について、さまざまな教育について考えておられるのかみたいなものも聞かせていただいて、次回の会議のときに、それぞれの役割や立場によって何が違って何がどうなのかというようなところを、自分自身まだまだ勉強不足ですので、明確にしていきたいなと思っています。

あと最後ですけれども、教育の中立性についてですが、そのために責任と権限が意図的に分散するような仕組みになっていると思います。このことは第二次世界大戦、太平洋戦争の後のアメリカを視察してこのような制度になったということですが、選挙で首長は選ぶことができるわけですから、首長が政治的なリーダーシップを含めて、教育行政から見て、市民から見て十分でないと思えば、また議会から見て十分ではないと思えば、リコールや選挙でできる仕組みがあるので、中立性が大切なのはその通りだと思いますが、どの程度担保される必要があるのかとも思います。そのときそのときによって変化してもいいのではないかなとも個人的には思っていますが、知識不足の意見ですので、また次回までにさまざまな教育委員の方々とか直接担当しているの方々にお聞きして、自分の考えを明確にしていきたいと思っています。

以上です。

○鎌田座長 武田委員、どうぞ。

○武田委員 皆様からのさまざまな意見、私も聞かせていただきながら、同じく私自身がスポーツを長くしていた中で、月2回しか審議がないということで現場の解決が図れないというのが一番強く感じました。

私自身も京都府のほうのスポーツの審議の委員をさせていただいたりしたこともありますが、さらに仲間や先輩方が各都道府県の教育委員になられているという方もありますが、スポーツ選手であった人の人材の生かされ方も、月2回だけの審議では一切力を発揮することができないですし、今、桜宮の体罰の事件もございましたが、私は女性のアスリートだったので親とのコミュニケーションであったり、仲間とのコミュニケーションをすごく女の子同士でたくさん話すのです。それだけで気持ちが軽くなったりする部分はありますが、男子の選手を私自身見ている言葉を受け入れる人物というのは、本当にそのスポーツの能力に優れていて、それを示してくれる人物に対して尊敬心を抱き、心も開き、言葉が耳に入ってくるのかなというところもあるので、ぜひトップアスリートの引退をした人の人材活用を教育委員会の中でもしていただけたらと思います。

それがソーシャルカウンセラーとか、スクールカウンセラー的なものを設置するという議論もありますが、そういう有識者の方のカウンセリングも必要だと思います。スポーツ

にはスポーツの、例えば私自身も経験がありますが、なぜ私だけが怒られるのかとか、高校生や思春期ならではの大人の言葉が理解できないという現状もあつたりするので、それをトップのレベルで経験をされた方が直接生徒の相談に乗るとか、そういう役割を果たされるような委員会の中の人選だったり活用のされ方だったり議論も今後していったいなと思うのです。

以上です。

○鎌田座長 川合委員、どうぞ。

○川合委員 私も今まだ勉強中でございますので、少し第三者的な意見をさせていただきます。

責任の所在を明確にすべきであるという点に対しては、私も同感でございます。ただし、先ほどから指摘されているように、中立性や安定性、教育政策の方向性については、これは責任者以外の機関を併設して、担保する必要があると感じております。それこそが教育委員会の本来の位置づけであろうと思います。

仮に教育委員会を、先ほど鈴木委員がおっしゃったように諮問機関とした場合に、教育委員会に権限をどのように持たせるか。ただアドバイスするだけでは形骸化した機構となり、本来期待する機能は発揮できないと思います。

非常時の対応がきっかけになって教育委員会の在り方が問われるようになったわけでございますけれども、平時の在り方と非常事態に向き合ったときの在り方は異なる機能が必要ではないでしょうか。平時と非常時をスイッチできるような機能を持たせる必要があるかと思えます。

首長の選出が選挙で民意を反映しているので、首長に全てをゆだねていいのではないかと考えていたのですが、昨今の政治に対する民意の反映は、根本的な考えの変更を伴うドラスティックなものです。それを踏まえすと、多少時間をかけじっくり考えながら変化をさせられる機構も大事だと思います。それを担っている機構が教育委員会であるとするれば、ある程度の権限を持たさなければいけないので、その辺のバランスを今回検討していくことと思っております。

以上でございます。

○鎌田座長 ありがとうございます。

それでは、河野委員、どうぞ。

○河野委員 学校現場から見た教育委員会の役割ですが、やはり教育委員会よりも教育委員会事務局との関わりが学校現場では非常に多い。定期的に行われる学校訪問等において、教育委員会事務局から学校運営や授業についての指導、助言をいただくということや、教職員の人事に関して、教育委員会事務局に校長が意見の申し出をするという関係上、教育委員会事務局との関わりが非常に多いです。

仮に学校で突発的な問題が発生したときには、まずは校長を中心に教職員が対応していくわけですが、教育委員会事務局にも報告をする際に、その学校の問題に対してバックア

ップできるだけの教育委員会事務局の体制が整っているかという点が1つ課題としてあるだろうと思います。その地域の人口によって教育委員会事務局の規模が違っていますが、小さな町村の教育委員会事務局になると、その人員が学校の教育活動を十分サポートするだけの機能を持っているかという点が1つ課題として挙げられるのではないかと思います。

一方、教育委員会では、教育委員の構成、例えば自分が所属している市町村の教育委員が誰であるのかという点では、実はほとんどその顔が見えていないという実情があります。先ほど委員の話の中で、教育委員会の活性化も1つ課題としてあるのではないかという御意見がありましたけれども、その地域の教育の現状や課題、教育施策について審議する機関という点においては、一層活性化を図り、「教育委員の顔が見える」であるとか、「教育委員会の活動が見える」という地域の教育の責任を主体的に担うことができる。教育委員の人選を工夫して専門性を高める。教育に対して高い識見を持ち、使命感を持って活動する人物が選ばれるべきではないかと思います。

以上です。

○鎌田座長 ありがとうございます。

山内委員、どうぞ。

○山内委員 先ほどの佐々木委員のお話を伺っていると大変興味深い点がありました。それは我々からすれば、ある首長の悩みが非常にわかりやすいのです。別の首長との話では、首長自身が教育長をされていて、マネジメントもコミュニケーションも取りやすい状況にあるからか、うまくいっているように感じられたとお話をされていた。

これは、教育長という経験が首長になるためのキャリアパスとしてもし必要だとすれば、教育の中立性と行政との関係はどうなるのかということなのです。

もう一つ、まだ議論にはなっていませんが、ここで扱うべきことは、教育委員会の人事権限の強さに関する話。私の記憶では、九州のある県で教員の採用試験に関して県教育委員会の新旧の幹部たちの学閥や人間関係も絡んだ汚職が発覚しました。この根源というのは、言わば教育委員会などを中心とする集団に、昔の師範学校や新制大学の教育学部や学芸学部出身者が地元で閉ざされた空間の中でつくられてきている歴史的なうみのようなものがある。それをどのように切開していくのかという問題が提起されたわけです。

これは小中校教員の任用の際に、一般大学の出身者などを公平に採用するという問題とも対になる問題です。こうした教職員人事の在り方、つまり、教育委員会を聖域や特権集団として放置してきた歪みと無縁ではありません。そういう体質も含めた大きい構造の中で議論していきませんか、制度として抽象的に議論するのでは不十分です。

○鎌田座長 教育委員会と教育長との関係、あるいは教育委員会と教育委員会事務局との関係についてさまざまな御意見を頂戴したところでございますけれども、同時に都道府県教育委員会と区市町村の教育委員会との関係というのも問題があると思います。先ほど加戸委員から、この関連についても時間があれば御発言なされたいというお申し出がございましたので、どうぞ御発言下さい。

○加戸委員 ありがとうございます。今の制度、私は文部省時代によくこういうことを言っていたのですが、義務教育というのは国が責任を持って行う教育で、実施主体は市町村まで行って、国が何か言うと例えば政府としての方向というか考え方ならば、文部省が言うと80、都道府県が市町村に言うときは60、市町村が学校に言うときは40、校長先生が職員に言うときは20、実際上は現場に行くかどうかという方向で何だといっても、具体的な対応するところは薄まって、言うならば伝言ゲームと同じで、言った本人と最終的に聞いたところではぴったり合うことはまずないだろう。そういった点の中の1つとして、都道府県と市町村があります。

現実問題として、私も県知事として教育委員会を見ておまして、市町村のほうは権限が欲しいと言うのです。地方分権だから。それはわかるのですが、では一番気になったのは、指定都市に人事権が行っています。今度は中核市にも人事権が欲しいという話になって、全国知事会もそういう方向で流れていましたが、小さい市町村はどうやって教員を確保するのですかと。だから、僻地、離島があるところへ、もう三十何年永久就職しますと言って教員が志望してくてくれるのですかと。そこを考えないと、義務教育を全国同一水準でやろうとするならば広域人事が必要である。それが現在の都道府県の一括県費負担教職員の人事になっていますけれども、だんだんばらりずんとしていくと、ある市と町と村とのグループで、そこで永久就職していいですよと人が来てくれるような塊の単位でなければ、実際上は義務教育の水準を確保できなくなる。そこが私は一番気になっているところでありましたし、これは永遠の課題で、市町村は人事権が欲しいと言うけれども、では人事、教職員を義務教育の水準を確保するのに永久に確保できるのですかと言ったときには、都道府県に人を派遣してくださいということになってくるだろう。その辺が調整として、人事権を市町村に持たせた場合の義務教育の全国的水準を確保する、両立する矛盾する2つの命題をどうやって工夫していくかというのが大きな課題かなと県知事時代に私は感じておりました。

以上です。

○鎌田座長 貝ノ瀬委員、どうぞ。

○貝ノ瀬委員 今、大事なお話がありました。先ほど人事などについて都道府県と区市町村の教育委員会の関係のお話がありましたけれども、永遠の課題だとは思っていません。例えば人事などにつままして具体的に申し上げますと、区市町村の校長の人事にしても、教職員の人事にしても、区市町村の教育委員会が内申という形で東京都教育委員会、県教育委員会に内申するわけです。それがもちろん広域人事行政をやっているという立場からという理由ですけれども、内申のとおりにはなっていない。

むしろ、逆に、例えば校長なり教頭なりが都道府県の教育委員会から、私ども基礎自治体の教育委員会が会ったこともない、お話もしたこともない方のカードだけが回ってきて、これを内申してくださいという。そして自分の地域で育て上げた立派な有能な校長があるときになって急に引き抜かれていく。その理由は地域的に教育力が弱いので、ここに立派

な先生を配置しますと。

確かに広域行政をやっている方にすればそういう論理は成り立ちますけれども、基礎自治体をあずかっている者からしますと、一生懸命人材を育てても全部吸い取られていってしまう。頑張らないところに吸い取られる。これは言い過ぎですけども、そんな現状もあるのです。ですから、その問題を解決するのに人事組合というものをつくったらどうか。例えば僻地のところとそうではないところを組み合わせ、そこで1つのグループをつくり、そこで人事について処理する。その地区で永久に過ごしたい方もいらっしゃるかもしれませんが、人事交流という形で違う地区のグループと人事交流をするということも考えてもいいのではないかと思います。ですから、そういう柔軟な工夫や在り方を求めているかないと、まさにこれこそ形骸化して、努力した者が報われないというようなことになるのではないかと思います。

さきに戻りますけれども、先ほどの実情と違うという意見については、県の知事をしてらっしゃる方もいらっしゃるの御意見を伺いたいところです。実際に教育委員会の教育長とか教育委員が首長さんの言うことを本当に聞かないのかどうか。普通あり得ないですね。関西のほうの方はすごく誇張しておっしゃっている、または意図的にそういうふうにおっしゃっているのかわかりませんが、言うことを聞かないなどあり得ない。つまり、教育委員会の職員の人事権も予算権も首長が持っているのです。ですから、そのさじ加減でもって、どのようにでもコントロールされてしまうわけです。当然のことながら、絶えず相談をしながらやらないと、首長の思いや私どもの考えている教育が結果的に実現しないということでもあります。県知事さんもいらっしゃいますので、本当に教育長や教育委員会が首長の言うことを聞かないのかお聞きしたいと思います。

○蒲島委員 私が知事になって5年ですが、私も教育にはとても興味がありましたし、自分の政策の中でも中心部分です。私は自分自身の人生から、教育は夢の架け橋だとしています。教育を通して貧困の連鎖を断ち切る、教育を通して夢を実現しようということで、私が目指す教育の在り方を示した「くまもと『夢への架け橋』教育プラン」をつくりました。作る段階から教育委員会と意見交換するのですが、首長の教育に対する力はものすごく強いと思うのです。人事権と予算権を持っています。また、選挙で一番大事にするのは教育です。だから、選挙で教育のことを訴えるのです。それをみんな考慮しなければいけないので、先ほど委員の方々がもっと首長のためにも教育委員会は弱くしたほうがいいという考え方は、ちょっと違和感を覚えます。十分強いのです。

強いから、あまり行使しないように自制する方が、首長としてはそういう気持ちが強いのではないですか。制度というのは、制度を100%フルセットで与えたからうまくいくものではなくて、この制度の中で人をどう動かしていくかということだと思えるのです。例えば緊急の場合、先ほどおっしゃったように、その時は首長、知事も、教育長と一緒に処理する。通常の場合は、教育委員会が主に処理する。そういう緊急の場合と平常の場合との違いも出てくるかもしれません。

いずれにしても、先ほどから御意見を聞いて、首長に対する応援は大変嬉しいのですが、実情は十分強いということをおは5年間の中で感じました。

○鎌田座長 遠藤議員、どうぞ。

○遠藤衆議院議員 実は自民党で昨年教育再生実行本部をつくり、教育委員会制度を議論してまいりました。今、お話をお伺いして、教育委員長さんもいらっしゃいますし首長もいらっしゃいますから、むしろ話をお伺いしたいのですが、私は2つの整理をしなければならぬと思っています。

1つは、先ほど話があったように、中立性や安定性、継続性を保つという観点から、教育委員会制度があったほうがいいのかどうか。これがまず1つあるのだと思います。例えば今知事から話がありましたように、首長の権限が大変強くて、そして逆に4年ごとに首長が変わったときに内容が変わって本当にいいのだろうか。そうすると、教育委員会制度をなくして、全部首長が権限を持つという形がふさわしいかということ、決してそうではないのかなという気がしているのです。ですから、継続性、安定性を考えながら、この委員会制度を残すか残さないかを議論すべきです。

もう一点は、委員会の今の在り方について問題があるのだろうということです。私、二十数年前、県議会議員をしていたのですが、教育の責任は教育長にあるのだとずっと思っていました。教育委員という人はいるけれども、何をしているかわからないという認識でいました。国会議員になって初めてなるほど、権限は教育委員会にあるのだと分かりましたが、先ほど話があったように大津の問題にしても、教育委員会の顔が見えない。学校の校長先生の顔も見えなかったのですが、教育委員会の顔が見えない。そうすると、やはり月2日とか何日間で責任を持つというのはあまりにも無責任なので、教育長に権限を持たせる。先ほど話があった人事の問題も身分の問題も含めて、教育の責任をきっちり担保するということが必要なのだろうと思っております。

ただ、そうしたときに、実際、県あるいは市町村の予算の多くを占めていると言われる中、その選挙で信任されていない教育長にそれだけの権限を付与していいのかどうかということもあります。どこまで教育長に権限を与えるのか。こういう議論もしなければならぬのかなという思いをしております。先ほども話があったように都道府県と市町村の問題、あるいは東京などは私学に教育委員会が実質的には影響力を行使できないという問題もあるようですし、そこら辺をぜひ委員の皆さん方に教えていただきながら、私たちもしっかり議論させていただきたいと思っております。ともかく制度の問題と委員会の在り方、この2つのことをぜひ皆様方からお教えいただければありがたいと思っております。

○鎌田座長 鈴木委員、どうぞ。

○鈴木委員 その件に直接関係ありませんが、先ほど貝ノ瀬先生のお話があって、今思い出したことがありました。是非、資料になるかも知れませんがお聞きいただきたい。

実は私、長期間、東京都のある自治体で勤務しておりました、そこで教頭をやったり校長をやったりしていました。どう見ても経済的に深刻な事情を持っている家庭が多い地区

でした。教育上でも問題が多くて、教育委員会が幾ら努力しても、砂上の楼閣ではないですけれども、一方で地域や家庭の状況が変化し、どんどん崩れていってしまう実態がありました。多分、今現在も教育長さん以下努力されているとは思いますが、非常に困難な状態が展開されていると、私は推測します。

やっぱり昨今の教育の状況や地域差などを考えれば、教育を再生するためには、学校教育が死力を尽くして頑張るしかないというのが、私自身の持論であったのです。

現在、私は杉並区の私学に勤務していますが、入学する生徒の家庭層がある程度違うのを実感しながら、意識が次第に違ってきて、「そうだなと、家庭教育にもっと期待するところがあるな」と家庭教育への働きかけの重要性を改めて考えるように変化したのです。

杉並に来てみて、経済的に余裕がある様に思えましたし、学校への協力を惜しまない家庭も多く、学校教育に対して意見をお持ちの親御さんもいっぱいいるものですから、「やはり家庭にもう少し責任を持って貰ってよいのだな」と考えたのです。

かつて、教育が困難な地域に勤務していた頃、学校の改革や区の基本構想の委員をやっていたしまして、とにかくよい先生を投入しない限り、教育は成り立ちませんよと申し上げました。杉並ならば、先生方はみんな手を上げて異動したい異動したい、ベテラン教師もばっと集まります。うるさい親もいるけれども、ある意味、勤務は楽だという考えがあります。ところが、もちろん区内での地域差や学校差もありますが、教育に無関心な保護者への対応や生徒指導を含めて困難な課題が山積しています。同じ大変でも質が違うのです。

意欲的な教師や指導力のある教師をどんどん集めなければならないことを教育委員会は重々わかっているのです。実態は、その年もその翌年も、有能な教師やベテラン教師が地域外に出ていってしまっ、小中合わせて200人にも及ぶ枠を新規採用の教員で埋めざるを得なかったのです。

人事の根幹を担っているのは、東京都庁の教育委員会(教育庁)の管理主事さん達です。ですから知り合いの管理主事さんに私は文句を言ったのです。「なぜ困難さの状況がわかっているのに新採教師ばかりなのですか。」と。こんな状態では教育現場はますます深刻になるのですから。

首長さんの教育に対する姿勢がしっかり確立されていて、そのもとで教育委員会が学校教育、特に人事や予算に対するビジョンを持って取り組み、強い連携がもたれていることが大切です。人事はただ頭数を揃え、人をはめるのではなくて、教育委員会がしっかりした提言や見通しを持って首長との連携ができていないと駄目なのです。それを思ったわけなのです。

先ほど諮問機関と言いましたが、委員さん達で構成する教育委員会が何も提言できなければ、その辺を大きく変えていかなければならない。これは特殊な例かもしれませんが、多分他にも似たような実態があるでしょう。非常に大きな問題だと受け止めています。

○鎌田座長 どうぞ。

○大竹委員 皆様方から出されている御意見というのは、現象面の話題が非常に多いように思うのですけれども、安倍総理や下村大臣がおっしゃったような趣旨を踏まえて議論を進めるとすれば、何が今必要かと考えたのです。今の問題の根源的なところをどうしても1回、要因分析とか評価すべきものは評価していただきまして、それからこの制度がどうあるべきかというところに踏み込んでいくべきではないか。

蒲島先生、山内先生の話などと連動しているのですけれども、問題は結局今の時代に先生はどうあるべきか、生徒はどう教育を受けるべきか、そういったことからこの制度論というものも一緒に同時に議論してまいりませんか、私は本当の改革、改善にならないのではないかという気がして心配になってきたのです。

もちろん、その人物によって大きく左右されることは明らかですが、教育委員会の委員の方々の資格といいますか資質といいますか、そういったものがすごく重要性を増しているのではないか。過去と現在では全然違うのではないか。また将来に向かって、未来に向かってかなり大きく変化していくのではないか。だから、繰り返しになりますけれども、10年ぐらい先を見据えながらこの制度論というのは議論していただきたい。

私は第1回の会議のときに申し上げましたけれども、結局教育の一番大事なものは、自立支援と協調性だと思うのです。こういったことが教育の目的であるとするならば、その目的に合った教育をしていくべきだと、そのために何か問題になっているのか、何ができていないのかということを徹底的にこの際洗い出していただくというのが我々は議論しやすいだろうと思います。議論するには議論の土台というのがないと議論にならないと思うのです。

以上です。

○鎌田座長 曾野委員、どうぞ。

○曾野委員 教育委員会の問題については、佐々木委員が知らないとおっしゃいましたが、私はもっと実情を知らないのです、実は教育委員会というものの現場を見せて頂きたいと前から願っておりました。本当は私はこの手の委員会を外部に開くのは反対なのです。こういうシステムを最初に取り入れたのは、石原慎太郎氏が当時の運輸大臣になられた時だろうと思いますが、民主化を目的にしてはいても変な制度だと思いました。人間が本当に働く職場というものは、普通他人に見せないものです。いかなる流行作家といえども、自分の書齋に係の編集者を入れたら、気味の悪いものです。誰にとっても本気の職場というものはクローズにするのが当然です。しかし教育委員会だけは、時々外部の人間に公開されてもいいと思います。

今伺っております、本当にいい教師というのは、何なんだろうと思いました。制度を変えれば「採れる」というものでもなさそうです。

今ある区から200人もの先生が流失して、同人数の新人教師を採用しなければならなくなったというお話を聞きながら思い出したのは、昔ブラジルで、「未婚の母の家」を訪問した時のことです。当時はサリドマイド・ベビーという薬害の結果腕のない赤ちゃんがた

くさん生まれた時代ですが、ブラジルはカトリックの信仰のために中絶を禁止しています。その代わり、未婚の母が赤ちゃんを生める施設がたくさんあります。

それらの施設では赤ちゃんを連れて帰っても育てられないという母のために養子縁組も斡旋していました。大抵の子供が貰われていく先が既に決まっていたのですが、肩から直接数本の指が生えているような、一人のサリドマイド・ベビーは、まだ貰われ先が決まっていませんでした。私は日本人らしく、体に不備があるからまだ貰い手が見つからないだろうと思っていたのですが、全く逆でした。ブラジル人たちは同じ養子を一人もらうなら、こういうハンディキャップのある子をもらえば、神は倍お喜びになるだろう、と思うのです。つまり彼らは彼らなりにちゃんと計算をしているのです。しかしそういう状態ですから、未婚の母を経営している修道院ではこの子をどこへやったら一番幸福になるか、現在のところ厳重に審査をしているということでした。この理論も日本にあてはめれば、教育環境の悪い所にこそ教師は自分が行きたいと望むことになるのですが、日本には全くそういう空気がないところが特徴です。

これはやはり戦後60数年間の教育が大きく失敗だったということを示すものでしょう。制度を変えても簡単に人間の精神は変えられないという気もしますが、この教育再生実行会議では中立性と安定性を重んじて、その基本になる部分を少しでも改善できたらいいと思います。

よく外国人が言うことで、そしてその表現もいささか古いものだと私を知っていますが、昔から人間にとって、真善美というものは昔から大変重要なものでありました。その中で真と善は、制度、習慣、伝統、教育等によってある程度の共通した理念の領域を構築できます。しかし、美という部分だけは全く公的なものは関与できません。美術品のような眼に見えるものから個人の精神が何をもって美とするかという点にまで、他人が決められることではないのです。差し当たり美は勇気がないとそれを手にすることはできないのですがギリシア語の「アレーテー」という言葉は「勇気」と同時に、「卓越」「徳」「奉仕貢献」を意味します。しかし日本では勇気のある人間に奉仕貢献の精神が要とは思っていませんし、「勇気」と「徳」を同一人物が兼ね備えることを必ずしも期待していません。このような一人の人間に「美」の感覚がないと個性は確立しないのですが、それは公的な制度が殆ど力の及ばない領域です。

このような委員会でできないことを言っているもしかたがありませんので、私たちはできることから働くべきでしょう。私としては差し当たり教育委員会というものの機能を一度実地に見せて頂きたいと願っております。

○鎌田座長 富田議員、何か御意見ございますか。

○富田衆議院議員 先週、私ども足立区の小学校の視察に行っていて、いじめの資料につけてありますが、子供たちが自分たちでいじめ防止を活動しています。あと、人による部分が教育委員会は大きいなど。先ほどいろいろな先生から、教育長の顔は見えるけれども、教育委員長は見えないと。私たち政治家はいろんな会合に出ますが、教育長と一緒に

になることはあるのですけれども、教育委員長さんと一緒になるということはまずありません。教育委員の方と一緒にということもほとんどない。そうすると、教育委員長や教育委員は、いろんな現場を知らないでそれぞれの立場から選ばれて議論されているのだろうな。

もう一つ、文科省からの資料の15ページに教育委員の報酬が載っていますが、この報酬では、武田先生が言われたトップアスリートは多分ならない。それぞれの専門家も多分ならないと思うのです。そういったところも財政の問題もありますから大変だと思うのですが、そういうのも含めて議論していかないと厳しいかなという感じがします。

月に1回、2回もそうですけれども、報酬月額決め方もいろいろあるのだと思うのですが、日当制とかですね。この資料を見る限りでは、日本の教育に本当に責任を持ってという方たちが集まるのかなという感じはします。

○鎌田座長 八木委員、どうぞ。

○八木委員 教育委員会制度の問題というのは戦後教育行政の宿題みたいなものです。教育委員会が「マフィア化」しているという非常に興味深い指摘があります。「マフィア化」とは政治学の用語ですが、現在の事態を正確に表現しているように思います。かつて教育権の所在論争というのがありました。旭川学力テスト事件の重要な論点でしたが、かつて今と同じように全国学力テストをしていたわけです。しかし、それに一部の教職員団体が猛烈に反発して、北海道の旭川市の中学校では学力テストの実施を暴力的に阻止しようとしたという刑事事件が起きました。その際に、教育権というのはどこにあるのだということが裁判で争われた。文部省側は国家にあるのだと、すなわち選挙で選ばれた国会議員によって構成される政府に教育権はあるのだという論理です。それに対して教職員団体の側は、まとめて言うと、親から委託を受けた現場の教師に教育権があるのだということを主張したわけです。

その際には、当時の文部省と教育委員会对教職員団体という対立の構造があったわけですが、それが今日どうなっているのかというと、教育委員会と教職員団体が一体となって、これは地域差があるのですけれども、熊本県はうまくいっているようですが、関西など全国各地で、いろんなケースがありますけれども、教育委員会と一部の教職員団体がかなり近い関係で「マフィア化」し、それに対して首長や議会が、そして文部科学省も口を挟めないような現状があるわけです。私は教科書問題に長く携わっておりますけれども、こういう現象が全国各地に見られると思っております。

この「マフィア化」した教育委員会をどうやって民主主義化していくかというか、そこに民意をどうやって届け、現在の問題に迅速に、かつ機能的に対応させるものに改革していけるかというのがここでの課題ではないかと思っております。

○鎌田座長 どうぞ。

○大竹委員 私が非常に抽象的なお話をしましたので、もっと皆さんにわかりやすく最後に御説明して終わりたいと思うのですが、理想的な人材像というか、何を求めているのか。

私もイギリスやヨーロッパ各国、アメリカ、いろいろな国々の小学校、中学校、高校の教育、人材の育成の在り方というのを見たり聞いたりしているわけですが、大きく分けて3分の1は学力に重点を置いているということは明らかであります。3分の1はスポーツを通じて人材育成をやっている。最後の残りの3分の1は、芸術、文学です。そういった形で総合的な人材育成をやっている。

先ほどの曾野委員もおっしゃいましたような部分も含めて、そういったことをやっているとグローバル人材になり得ないのです。諸外国に行って日本の国のアイデンティティも語れない、あるいは日本人の誇りもない。例えばイタリアなどはオリンピックの時などは国が1つにまとまっておりますが、お国柄という意味では2ヶ国に分かれているようです。それぐらい自分のふるさととか国に対してのアイデンティティを物すごくしっかり身につけているわけでありませぬ。

ですから、繰り返しになりますが、これから日本の若い人々、将来を託す人々をどういうふう育成しようかという育成方針が明らかになると、そこに教育委員会制度、教育委員、こういったことを絡めて議論していただくのがどうしても必要ではないかということをお話して私のお話は終わりたいと思います。

○鎌田座長 ありがとうございます。ほかにはよろしいでしょうか。

貝ノ瀬委員、どうぞ。

○貝ノ瀬委員 これもそもそも論になりますけれども、教育問題を含め、首長さんが選挙で当然選ばれて、直に民意を反映しているわけですね。教育委員会が独立した執行機関として存在するということになっていきますけれども、それが独立した執行機関として存在し得る根拠というのは、教育委員会が地域の教育に対する民意を反映しているということがなければ、独立した執行機関として存在しえないと思うのです。今はそれが十分されていないということで形骸化されている。こういうことばかりではありませんけれども、首長の選挙の論功行賞で委員が選ばれたりとか、地域の名士の方が委員に選ばれたりということもあつたりもします。それが全部ではもちろんありませんが、やはり民意をしっかりと反映した機関として機能していないということも指摘されるわけですね。では、しっかりと民意が反映された首長さんに一元化すれば、全部教育の問題が迅速に解決していくのかということになりますと、それはちょっと違うと思います。

それはこの間の事案もそうですけれども、首長さんが号令し記者会見して全部問題解決しているような印象があります。しかし、逆にそういう執行機関としての存在を期待するならば、自分は抑制的な立場になって、教育委員長なり教育長なりがちゃんと説明責任を果たすというふうを持っていくということですね。自分のまちの教育委員会を育てていくということも必要だろうと思います。

ですから、直にやるということ、ラインにしてしまうということは政治的中立性を一定程度示してきた日本の戦後の教育行政の歴史から考えますと、ラインにしないほうがいいと思います。しかしそうは言っても、今、十分な機能をしていませんので、遠藤先生がお

っしゃったように、教育長のあり様、教育委員長との整合性を考えていくということは十分議論する必要があると思っています。

○鎌田座長 ありがとうございます。

それでは、時間の関係もごございますので、第3回「教育再生実行会議」は、このあたりで閉会とさせていただきたいと思います。

第4回の会議におきましては、本日いただいた御意見を整理した上で、引き続き教育委員会制度の在り方について議論をしてまいります。その際、今日も幾つか御発言がありましたけれども、教育委員会制度の現状等について共通の認識を持つことが重要だと思えますので、教育委員会制度の現状について、あるいはこれまでにさまざまな改革案も提案されているところをごございますので、その改革案等について、何人かの委員の方から御説明をいただき、それを踏まえて御議論をしてはどうかと考えているところをごございます。

また曾野委員からも御希望のありましたような点につきましては、事務局と相談させていただいて、できるだけ教育委員会の制度及び現状について、皆様に深い認識を持っていただけるような工夫をしたいと思っております。

次回会議において御説明等をお願いする委員の方には改めてお願いをさせていただきますので、その際には御協力くださいますようお願いを申し上げます。

また、委員の皆様方におかれましては、本日、十分御発言できなかった、あるいは意を尽くせなかったということもあろうかと思えますので、そういった点がございましたら、いつものように事務局に文書で御提出をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

なお、次回の日程につきましては、皆様の日程を調整の上、決まり次第、御連絡をさせていただきます。

本日は、大変お忙しい中を熱心な御議論をいただきまして、まことにありがとうございました。